



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年4月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
茅野ショッピングセンターメリーパーク
茅野市宮川字家下4483 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社マルエー企画
茅野市宮川4449-1
株式会社ケーヨー
千葉県千葉市若葉区みつわ台1-28-1
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社マルエー企画	代表取締役 平出 あさ子	茅野市宮川4449-1
株式会社ケーヨー	代表取締役 醍醐 茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台1-28-1
株式会社アップルランド	代表取締役 小磯 恵司	松本市大字今井7155-28

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社マルエー企画	代表取締役 平出 あさ子	茅野市宮川4449-1
株式会社ケーヨー	代表取締役 醍醐 茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台1-28-1

- (2) 小売業を行う者の名称等

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社アップルランド	代表取締役 小磯 恵司	松本市大字今井7155-28
株式会社池田商店	代表取締役 池田 国成	諏訪市大字中洲5709-23
株式会社かくい	代表取締役 伊藤 靖	茅野市宮川5783-1

ほか6店

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社アップルランド	代表取締役 小磯 恵司	松本市大字今井7155-28

ほか6店

- 4 変更した年月日

平成24年1月30日

- 5 届出年月日

平成24年3月30日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間

平成24年4月16日から平成24年8月16日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年4月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

茅野ショッピングセンターメリーパーク

茅野市宮川字家下4483 ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マルエー企画

茅野市宮川4449-1

株式会社ケーヨー

千葉県千葉市若葉区みつわ台1-28-1

- 3 変更事項

(1) 駐輪場の位置

	変更前	変更後
1	18台	20台
2	16台	30台
3	16台	—
4	16台	16台
合計	66台	66台

位置は届出書に添付された図面のとおり

(2) 荷捌施設の位置

位置は届出書に添付された図面のとおり

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

	変更前	変更後
1	7立方メートル	21立方メートル
2	6立方メートル	16立方メートル
3	23立方メートル	—
4	24立方メートル	24立方メートル
5	8立方メートル	10立方メートル
6	8立方メートル	10立方メートル
合計	76立方メートル	81立方メートル

位置は届出書に添付された図面のとおり

4 変更年月日

平成24年12月1日

5 届出年月日

平成24年3月30日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成24年4月16日から平成24年8月16日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成24年4月16日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

C O M E - 2 1

佐久市中込1-17-8

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
社会医療法人恵仁会
佐久市中込3-15-6
- 3 廃止前の店舗面積の合計
4,843平方メートル
- 4 廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 5 廃止した日
平成24年3月31日

経営支援課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年4月16日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

千曲都市計画道路 3・4・2号 国道線
3・5・5号 戸倉上山田線
3・4・13号 一重山線
3・4・14号 駅前線

2 都市計画を定める土地の区域

3・4・2号 国道線

平成18年長野県告示第352号の土地の区域のうち千曲市大字栗佐字宮西、字南村浦沖、字南村道北、字南村道南、字南村前、字南沖、大字杭瀬下字東沖、大字桜堂字西沖、字水引、大字磯部字七塚を廃止。千曲市大字桜堂字土井合、大字打沢字大坂、大字戸倉字清水尻、字今井町、字幸神、字上仲町、大字磯部字赤田の各一部を変更する。

3・5・5号 戸倉上山田線

平成18年長野県告示第352号の土地の区域のうち千曲市大字戸倉字上仲町、字鎮守、大字若宮字大日向方、大字上山田字住吉、字神戸、字三本木の各一部を変更する。

3・4・13号 一重山線

平成18年長野県告示第352号の土地の区域のうち千曲市大字八幡字大伝寺、字社宮司、字花免を廃止。千曲市大字八幡字八日市場の一部を変更する。

3・4・14号 駅前線

平成18年長野県告示第352号の土地の区域のうち千曲市大字稻荷山字釜蓋の一部を変更する。

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市計画課、長野県千曲建設事務所、千曲市建設部都市計画課

4 縦覧期間

自 平成24年4月16日

至 平成24年5月1日

農地整備課

都市計画課

公告

長野県小渋川土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成24年4月16日

長野県下伊那地方事務所長 石田訓教

理事**新任**

氏名	住所
森本季雄	下伊那郡松川町生田323番地
久保田昭博	下伊那郡豊丘村大字河野3597番地
菅沼義人	下伊那郡豊丘村大字神籠6839番地2
岩橋富彦	下伊那郡豊丘村大字神籠7833番地
壬生位利	下伊那郡豊丘村大字神籠10641番地
羽生正直	下伊那郡喬木村2151番地2
原昭章	下伊那郡喬木村1159番地
勝野明人	下伊那郡喬木村7020番地3
横前豊	下伊那郡喬木村16480番地
中村正二	飯田市下久堅下虎岩867番地5
桐生茂登	飯田市下久堅下虎岩1214番地

重任

氏名	住所
胡桃澤健	下伊那郡豊丘村大字河野177番地
村澤清志	下伊那郡豊丘村大字神籠191番地1
原豊	下伊那郡豊丘村大字神籠4502番地2
牧内洋一	下伊那郡喬木村15820番地25

退任

氏名	住所
北村庚十	下伊那郡松川町生田315番地
筒井博	下伊那郡豊丘村大字河野2633番地
原安美	下伊那郡豊丘村大字神籠7823番地2
栗澤直人	下伊那郡豊丘村大字神籠7235番地
月木仁司	下伊那郡豊丘村大字神籠8755番地2
下岡正寿	下伊那郡喬木村1141番地
池上考司	下伊那郡喬木村6280番地
桑原栄蔵	下伊那郡喬木村15896番地1
吉川貞	飯田市下久堅下虎岩493番地
山下惣平	飯田市下久堅知久平1617番地

監事**新任**

氏名	住所
山田義勝	下伊那郡喬木村4770番地
宮内昭嘉	飯田市下久堅知久平741番地

重任

氏名	住所
菅沼優	下伊那郡豊丘村大字神籠7275番地

退任

氏名	住所
知久甫	下伊那郡喬木村7385番地1

公告

塩尻市堅石土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成24年4月16日

長野県松本地方事務所長 北原政彦

理事**新任**

氏名	住所
古厩善一	塩尻市広丘堅石1058番地
西村寿文	塩尻市広丘堅石1044番地
三村和基	塩尻市広丘堅石296番地3
西村泰博	塩尻市広丘堅石653番地2
竹下泉	塩尻市広丘堅石864番地3
古厩光則	塩尻市広丘堅石856番地
柳沢勇一	塩尻市広丘堅石851番地
三村宏明	塩尻市広丘堅石1124番地
西村安司	塩尻市広丘堅石816番地
西村清治	塩尻市広丘堅石1171番地1

重任

氏名	住所
北原邦男	塩尻市広丘堅石983番地

退任

氏名	住所
百瀬明	塩尻市広丘堅石1035番地
西村清	塩尻市広丘堅石1043番地
矢島利治	塩尻市広丘堅石1078番地
野田秀夫	塩尻市広丘堅石864番地1
保科早苗	塩尻市広丘堅石857番地
百瀬一昭	塩尻市広丘堅石830番地
百瀬隆之	塩尻市広丘堅石1147番地1
保科次夫	塩尻市広丘堅石1171番地5
上條真一	塩尻市広丘堅石1170番地5
赤羽慎一	塩尻市広丘郷原789番地2

監事**新任**

氏名	住所
西村清	塩尻市広丘堅石1043番地
保科次夫	塩尻市広丘堅石1171番地5

退任

氏名	住所
百瀬広保	塩尻市広丘堅石888番地
上條浩一	塩尻市広丘堅石879番地

農地整備課

公告

安曇野市鳥川土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成24年4月16日

長野県松本地方事務所長 北原政彦

監事**新任**

氏名 住 所

内川喜八 安曇野市穂高7515番地4

野口征洋 安曇野市穂高柏原4300番地

丸山政雄 安曇野市堀金鳥川1195番地3

鹿川祥彰 安曇野市堀金三田2419番地2

退任

氏名 住 所

宮島榮一郎 安曇野市穂高牧335番地

稻田一千男 安曇野市穂高柏原4123番地

丸山巖 安曇野市堀金鳥川5380番地2

米倉忠治 安曇野市堀金鳥川2522番地

農地整備課

公告

信濃町野尻土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成24年4月16日

長野県長野地方事務所長 望月孝光

理事**新任**

氏名 住 所

池田洋一 上水内郡信濃町大字野尻664番地2

退任

氏名 住 所

宮川幹雄 上水内郡信濃町大字野尻297番地12

農地整備課

公告

長野市浅河原土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成24年4月16日

長野県長野地方事務所長 望月孝光

理事**新任**

氏名 住 所

柄沢幸雄 長野市檀田一丁目2番10号

丸山昭美 長野市稻田一丁目28番14号

田中喜顕 長野市大字徳間373番地

小林千造 長野市三輪九丁目37番16号

重任

氏名 住 所

桜井泰雅 長野市大字若槻東条651番地

退任

氏名 住 所

竹内健蔵 長野市大字徳間549番地3

上田孝允 長野市上松二丁目25番8号

佐藤正行 長野市稻田二丁目4番7号

荒木正衛 長野市大字檀田61番地

監事**新任**

氏名 住 所

塩瀬道則 長野市稻田一丁目27番35号

岡田洋一 長野市上松四丁目30番12号

退任

氏名 住 所

小林千造 長野市三輪九丁目37番16号

丸山昭美 長野市稻田一丁目28番14号

農地整備課

公告

中野市高丘土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成24年4月16日

長野県北信地方事務所長 柳澤直樹

理事**新任**

氏名 住 所

鈴木正幸 中野市大字牛出586番地

芋川太郎 中野市大字草間1662番地1

西原幸雄 中野市大字立ヶ花110番地

有賀和雅 中野市大字牛出214番地

芋川吉彦 中野市大字牛出503番地

中村篤史 中野市大字牛出112番地1

重任

氏名 住 所

北原博史 中野市大字立ヶ花210番地

町田芳平 中野市大字栗林326番地

石川修 中野市大字栗林289番地3

有賀秀夫 中野市大字栗林23番地2

湧田善次 中野市大字栗林240番地

須田正 中野市大字草間1364番地3

小林邦雄 中野市大字栗林52番地3

退任

氏名 住 所

中村武文 中野市大字牛出205番地

有賀寿人 中野市大字牛出502番地

有賀清一 中野市大字牛出226番地

高山文雄 中野市大字牛出596番地

鈴木克巳 中野市大字牛出561番地

芋川武彦 中野市大字立ヶ花312番地1

荒井家佐彦 中野市大字立ヶ花70番地1

監事**新任**

氏名	住所
鈴木一男	中野市大字牛出560番地1
清水賢一	中野市大字立ヶ花115番地
重任	
氏名	住所
清水誠一	中野市大字安源寺981番地8
退任	
氏名	住所
芋川毅	中野市大字立ヶ花90番地

農地整備課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」といいます。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」といいます。）を次のとおり行います。

平成24年4月16日

長野県公安委員会

1 講習の対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」といいます。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」といいます。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当する者

- (1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」といいます。）第4条に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限ります。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」といいます。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限ります。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」といいます。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限ります。）に係る同規則第8条に規定する合格証（以下「旧検定合格証」といいます。）の交付を受けている者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限ります。）に係る旧検定合格証の交付を受けている警備員であって、当該旧検定合格証の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

2 講習に係る警備業務の区分、講習の実施期日等及び場所

- (1) 警備業務の区分及び実施期日等

警備業務の区分	実施期日（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）	時間
法第2条第1項第1号の警備業務	平成24年5月28日（月）から5月31日（木）まで	
法第2条第1項第2号の警備業務	平成24年6月5日（火）から6月7日（木）まで	午前9時 から午後 5時まで
法第2条第1項第3号の警備業務	平成24年6月27日（水）から6月29日（金）まで	
法第2条第1項第4号の警備業務	平成24年7月3日（火）から7月4日（水）まで	

(2) 場所

千曲市大字磯部1144-4
地方職員共済組合戸倉保養所名月荘

3 受講定員

各警備業務の区分毎に40人

4 受講の手続**(1) 事前申込み****ア 事前申込みの方法**

(7) 講習を受けようとする者は、下記の(2)の受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話（電話番号 026-233-0108）により事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(8) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(9) 電話1本につき1人の受付とします。

(10) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切ります。

イ 電話受付日

警備業務の区分	電話受付日
法第2条第1項第1号の警備業務	平成24年4月27日（金）
法第2条第1項第2号の警備業務	平成24年5月7日（月）
法第2条第1項第3号の警備業務	平成24年5月28日（月）
法第2条第1項第4号の警備業務	平成24年6月4日（月）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(2) 受講申込書の提出

ア 講習受付番号を取得した者は、最寄りの警察署に、受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した受講申込書に次に掲げる書類を添付して提出してください。

(7) 提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真（受講申込書に貼付）1枚

(8) 資格者証又は修了証明書の写し

(9) 1の(1)に該当する者にあっては、受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する書面（以下「警備業務従事証明書」といいます。）

(10) 1の(2)に該当する者にあっては、1級の検定に係る合格証明書の写し

- (オ) 1の(3)に該当する警備員にあっては、2級の検定による合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (カ) 1の(4)に該当する者にあっては、1級の旧検定合格証の写し
- (キ) 1の(5)に該当する警備員にあっては、2級の旧検定合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (ク) 代理人が受講申込書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

イ 提出期間（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）

警備業務の区分	提出期間
法第2条第1項第1号の警備業務	平成24年5月14日（月）から5月18日（金）まで
法第2条第1項第2号の警備業務	平成24年5月21日（月）から5月25日（金）まで
法第2条第1項第3号の警備業務	平成24年6月11日（月）から6月15日（金）まで
法第2条第1項第4号の警備業務	平成24年6月18日（月）から6月22日（金）まで

(3) 講習手数料

講習手数料は、受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

- ア 法第2条第1項第1号の警備業務 23,000円
 イ 法第2条第1項第2号の警備業務 14,000円
 ウ 法第2条第1項第3号の警備業務 14,000円
 エ 法第2条第1項第4号の警備業務 10,000円

5 その他

- (1) 受講申込書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。
- (2) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年4月16日

長野県企業局上田水道管理事務所長
柏木 賢一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
 長野県企業局上田水道管理事務所水質検査業務委託（基準項目）
- (2) 役務の特質
 入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 履行期間
 平成24年5月1日から平成25年3月19日まで
- (4) 履行場所

上田市諏訪形613
長野県企業局上田水道管理事務所

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 水道法20条第3項の厚生労働大臣の登録を受けた者であること。
- (6) 過去に水道水の基準項目に関する検査業務契約を元請として結び、契約業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (7) 長野県内に本店を有すること。
- (8) 諏訪形浄水場から検査実施箇所まで1時間以内に到着できる体制を整備できる者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上田市諏訪形613
長野県企業局上田水道管理事務所 業務課
電話 0268(22)2110

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
 ア 日時 平成24年4月27日（金）午前11時
 イ 場所 長野県企業局上田水道管理事務所 会議室
- (3) 郵送による入札の可否
 郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
 この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年4月23日（月）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

企 業 局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年4月16日

長野県企業局上田水道管理事務所長
柏木 賢一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県企業局上田水道管理事務所水質検査業務委託（農薬項目）

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成24年5月1日から平成24年11月30日まで

(4) 履行場所

上田市諏訪形613

長野県企業局上田水道管理事務所

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59

年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 水道法20条第3項の厚生労働大臣の登録を受けた者であること。

(6) 過去に水道水の基準項目に関する検査業務契約を元請として結び、契約業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(7) 長野県内に本店を有すること。

(8) 諏訪形浄水場から検査実施箇所まで1時間以内に到着できる体制を整備できる者であること。

(9) 検査を再委託する場合には、再委託先の者も水道法第20条第3項の厚生労働大臣の登録を受けた者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上田市諏訪形613

長野県企業局上田水道管理事務所 業務課

電話 0268(22)2110

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年4月27日（金）午前11時30分

イ 場所 長野県企業局上田水道管理事務所 会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年4月23日（月）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格

をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

企業局